

働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業主の皆さん 「くるみん認定を目指します！」宣言をしませんか？

「くるみん認定を目指します！」宣言とは

「くるみん認定を目指します！」宣言は、くるみん認定を目指して、育児休業の取得率向上や労働時間の短縮など、働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業主（注）の皆さんから、自社の方針や取組をメッセージとして発信していただくものです。

（注）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業主



次世代認定マーク（くるみん）

○ 認定を受けている企業は

栃木県内では、平成25年末現在で1000社を超える企業が行動計画を策定していますが、くるみん認定を受けた企業は、まだ14社と少数です。

これは、事業主が働きやすい職場づくりに取り組んでいても、くるみん認定基準の9項目のうち、1項目（例：男性の育児休業等の取得者が1人以上）でも満たせない場合は認定を受けられないことが背景にあります。

○ この宣言によって、認定を目指して取り組んでいることをPRできます。

「女性の育児休業者は多いが、男性の育児休業等の取得実績がない場合」や、「育児休業取得後も継続勤務している社員は多いが、育児・介護休業法を上回る短時間勤務制度等の実施が難しい場合」は、認定基準は満たしませんが、働き続けやすい企業であることをPRできます。



- ・ 優秀な人材の確保が期待できます！
- ・ 優秀な社員の定着に効果があります！
- ・ 生産性の向上につながります！

<くるみん認定基準>

1. 行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下である。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること。
6. 計画期間内に、女性従業員の育児休業等取得率が70%以上であること。
7. 小学校就学前の子どもを育てる従業員について、「育児休業制度、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置」を講じていること。
8. 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

働きやすい職場づくりに取り組んでいる事業主の皆様から
宣言を募集しています。

『くるみん認定を目指します！』宣言

我が社のひとこと宣言 ※ 100文字以内



宣言日 平成 年 月 日

事業所名		
所在地	〒	
業種		
労働者数	名（男性 名、女性 名）	
担当者氏名	所属部課名	連絡先電話番号

- ※1 記載いただいた情報については、取組宣言に係る情報誌の作成以外の目的には使用しません。
- ※2 事業所所在地については、市町名のみ誌面へ掲載をさせていただきます。
- ※3 担当者の氏名等については、誌面へ掲載をしません。

雇用均等室あて FAXまたは郵送でお送りください。

FAX 028-637-5998

住所 〒320-0845

宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 栃木労働局雇用均等室